

別表（第4条関係）

指定校変更の判断基準

大館市教育委員会

事 由		期 間	必 要 書 類	備考
病 気 ・ 障 害	病院学級に入級するとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・医師の診断書	
	心身の障害等により、指定校へ通学することに支障があるとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・医師の診断書	
転 居 な ど に よ り 通 学 校 が 変 更 と な る 時	最終学年に達し、同じ学校へ帰属して就学を希望するとき。ただし通学に支障がないこと。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書	
	学期途中で転居し、転居の日が学期末または長期休業日の最初の日まで原則として30日未満であり、通学に支障がないとき。	原則として30日未満で必要とする期間。	・就学指定校変更申立書	
	家屋の新築又は借家のため、近日に申立を行なう通学区域に転居を予定しているとき 家屋の新・改築により一時的に指定された通学区域外へ転居するとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・土地建物売買契約書等の写し ・建物確認通知書の写し ・建物賃貸契約書の写し	
教 育 的 配 慮 に よ る 時	保護者の仕事などの都合により、下校後通学区域外の信頼できる親族等に児童（小学生）を預かるとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・同居の成人の就労証明書 ・児童の預かり証明書	
	いじめ、不登校等により、教育的配慮を必要とするとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・校長の意見書	
	その他教育長が必要と認めたとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・その他証明書類	